

I 『低炭素』～CO<sub>2</sub>排出をできる限り抑え地球温暖化を防止する～平成 27 年度農政環境部  
重要施策（環境関連）より抜粋

## 1 第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画に基づく取組の推進

国の温室効果ガス削減目標（暫定）の提示を受け、本県の平成 32(2020)年度の削減目標（平成 17(2005)年度比▲6%）を定める標記計画を平成 26 年 3 月に策定しました。同目標に基づき、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

## 2 省エネ型ライフスタイルへの転換

東日本大震災以降、より高まった節電・省エネ意識を持続させ、更なる省エネ行動の定着を図るため、CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換を推進します。

## (1) 節電対策の推進

夏季及び冬季の電力需給のひっ迫に対応するため、家庭や事業者に対し節電の呼びかけを行うとともに、照明の LED 化や省エネ型設備の導入等により、温室効果ガスの削減に寄与する省エネ型ライフスタイルへの転換を推進します。

## (2) うちエコ診断の推進

家庭のどこからどれだけ CO<sub>2</sub> が排出されているのかを「見える化」し、各家庭のライフスタイルに応じた効果的な削減方策を個別に提案する「うちエコ診断」を全県的に展開するとともに、成功事例を県民に広く周知することにより、節電・省エネ意識の定着を図ります。



イベントでのうちエコ診断

## (3) 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資事業

住宅における創エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進するため、住宅用太陽光発電、家庭用の燃料電池・蓄電池・太陽熱利用設備・高効率型給湯器、内窓または複層ガラスを対象に、低利の融資制度を実施します。

## 3 経済活動の低炭素化

効率的・効果的な CO<sub>2</sub> のさらなる削減を図るため、条例に基づく制度の適正な運用や省エネ対策の推進に取り組みます。

## (1) 条例に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の推進

環境保全条例に基づき、排出抑制計画の策定及び措置結果の報告を事業者に求めるとともに、個々の事業者の計画及び報告の概要を公表します。

## (2) 小規模事業者の省エネ推進

再生可能エネルギー相談支援センターに、新たに事業者向けの省エネルギー相談窓口を設け、電話等による相談対応や専門家の派遣を行い、事業者の省エネを促進します。

## (3) 融資制度を活用した事業者の省エネ促進

「環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金」により、事業者の省エネルギー施設又は設備導入を促進します。

## (4) 低公害車の普及促進

補助・融資等の支援や啓発により、電気自動車や燃料電池自動車など次世代自動車の普及を促進します。

## (5) 県の率先行動による省エネ・節電の普及

県自らも大規模な消費者・事業者であることから、率先して温室効果ガスの排出削減をはじめ環境負荷の低減に取り組みます。

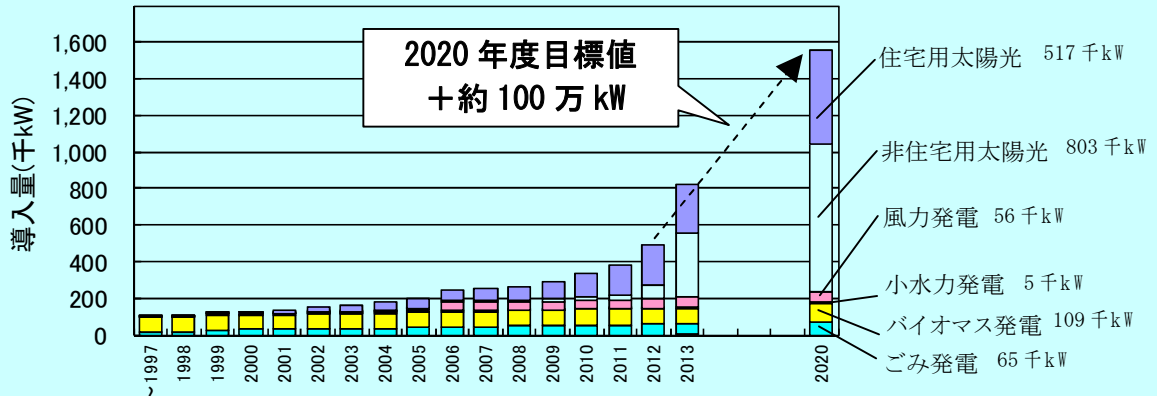
## (6) フロン類対策の推進

高い温室効果を持つフロン類(HFC)の排出量急増に伴う改正フロン排出抑制法に基づき、機器管理者等に改正内容の周知を図るとともに、立入検査等指導の強化を図ります。

#### 4 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光発電等の再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減はもとより新たな電力確保やエネルギー自給率の向上に資することから、「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」で掲げた目標（2020年度末までに新たに100万kW導入）の達成に向け、導入を促進します。

〔県内の再生可能エネルギー導入量の推移及び2020年度導入目標〕



##### (1) 再生可能エネルギー相談支援センターによる支援

再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進を図るため、設備導入等に関する相談窓口を運営し、電気設備等専門家の派遣、技術的な助言・指導を実施します。

##### (2) 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資事業【再掲】

##### (3) 地域が主体となった再生可能エネルギー導入への支援

###### ア 地域主導型再生可能エネルギーの導入促進

新たに再生可能エネルギー設備を導入する地域団体等に対し、(公財)ひょうご環境創造協会が運営する基金を活用して設備導入に係る費用の一部を無利子貸付するとともに、現地等において再生可能エネルギー相談支援センターが技術的な助言・指導を行います。

###### イ 住民協働による小水力発電復活プロジェクトの推進（新規）

安定した発電量や収益は見込めるが、事業化までのステップが多く、導入コストが高額となるため導入が進んでいない小水力発電について、地域住民の立ち上げ時の取組等を支援し、収益を活用した地域活性化を促進します。

##### (4) 県有地等を活用した太陽光発電事業の推進

(公財)ひょうご環境創造協会が主体となり、尼崎沖フェニックス事業用地でのメガソーラー発電事業や、県施設2箇所です屋上を活用した太陽光発電実証事業を推進します。

#### 5 温暖化からひょうごを守る適応策の推進（新規）

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第5次評価報告書では、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を行っても、今後数十年間は温暖化の影響が不可避とされています。温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす「適応策」の取組が必要となっており、「適応策基本方針」(H28)の策定に向けた取組を進めます。

